

第3章 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し

本市はこれまで、本格的な少子高齢社会の到来や急激な社会経済状況の変化の中で、公共サービスとして必要なものを確実に市民に提供していくために、厳しい財政状況のもと、本市のすべての施策や制度について検証し、見直すべきところは積極的に見直しを図りながら、真に必要なサービスを必要な人に確実に届くよう取り組んできましたが、今後も市民ニーズはさらに変化や拡大を続けていくことが想定されます。

こうした状況においても、本市は今後も行財政改革を推進し、必要な公共サービスを着実に提供していく必要があります。

そのためには、本市と民間部門との役割分担と責任の所在を明確にしながら、民間部門を含めた多様なサービスの中から、市民が自らのニーズに最も適合したものを安心して、確実に選択できる制度づくりに、今後も全力で取り組み、さらには、市民や地域社会との連携を深めることにより、自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉社会の構築をめざす必要があります。

また、公共サービスの多くを占める社会福祉の分野においては、女性の就労機会の拡大や大規模住宅建設等に伴い、保育ニーズが増大・多様化するとともに、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行等を背景に、高齢者及び障害者福祉において、地域での自立生活に向けたきめ細かいサービスに対するニーズが高まっています。

一方では、国の社会福祉基礎構造改革を契機として、福祉サービスは「措置から契約」へ転換され、行政の責務は、多様なサービス提供主体の存在を前提に、社会福祉事業者と協力した福祉サービスの提供体制の構築や、利用者が福祉サービスを適切に利用できるためのサポート体制を強化することに変化しています。

このような環境の中で、本市の果たすべき役割は、福祉の質や安全性を十分に確保しながら、民間部門を最大限に活用し、付加価値を創出するような提供体制を構築していくことであることから、本市の適切な監視・指導・助言のもとに、民間部門による提供が適切と考えられる社会福祉サービスは、今後も積極的に民間部門に委ねるものとし、特に公設の社会福祉施設については、積極的に民営化を図ります。

(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

本市の施策や制度の中には、創設当初と比較して、時代の変遷とともにその必要性や施策目的が薄れてきているものや、右肩上がりの「成長」を前提として制度構築され今後の持続が困難なものがあります。これらについては市民に真に必要なサービスを確実に届けるという使命を踏まえ、積極的に見直します。

また、制度自体の存続は必要であっても、市民ニーズに必ずしも合致した内容となっていないものや、国や県の制度等との関係において見直しが必要なものについては、的確なサービスを将来にわたって持続させる観点から、施策や制度の再構築を図ります。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
宿泊紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。
分別収集品目の拡大	ミックスペーパーの分別収集については、民間委託により平成22年度に全市に拡大します。 また、その他プラスチック製容器包装の分別収集については、民間委託により平成22年度にモデル収集を開始します。
敬老祝品贈呈事業の見直し ◎	平均寿命の伸びや他都市の状況を踏まえ、敬老祝品贈呈事業のうち77歳の方への贈呈を平成19年度をもって廃止します。
長寿夫妻記念品贈呈事業の見直し ◎	敬老祝品贈呈事業において長寿者に対する祝品贈呈を行っていることや他都市の状況を踏まえ、結婚60周年を迎えた夫妻への記念品贈呈を平成19年度をもって廃止します。
長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。 また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。
在宅高齢者介護援助手当の見直し	国の制度改正や利用状況を踏まえ、廃止を含め事業を見直します。
障害者市民交流事業の見直し	障害者保養所「つつじ山荘」の運営などの市民交流事業について、社会環境の変化や利用状況を踏まえ、事業を見直します。
井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している中原区井田地区の障害者福祉施設について、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。

取組事項	取組の概要・方向性
福祉センターの再編整備	老朽化している川崎市日進町地区の「福祉センター」について、再編整備基本計画を策定し、各施設の運営における民間活用に向けた取組を推進します。
心身障害者手当支給事業の見直し	障害者自立支援法の施行等、社会状況が変化する中、県や他都市の動向を踏まえ、平成22年度から支給要件等の見直しを行います。
国民健康保険事業における結核・精神医療付加金支給制度の見直し ◎	平成18年4月から実施された障害に係る公費負担医療制度の改定等を踏まえ、結核・精神医療付加金支給制度を国が定める負担割合と同様となるよう平成20年9月をもって廃止します。 これに伴い、事業廃止時点における一定の精神医療付加金支給制度対象者に対する経過措置を平成22年度まで実施します。
小児医療費助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療費助成事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業）及び小児ぜん息患者医療費支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。
老人医療費助成事業の見直し ◎	平成20年度からの医療制度改革の実施にあわせて事業を廃止します。これに伴い、事業廃止時点における助成対象者に対する経過措置を講じるとともに、医療費自己負担割合が増加する方を対象とした新たな支援を3年間実施します。
基本健康診査事業の廃止及び医療保険者による特定健診事業の実施 ◎	医療制度改革による老人保健法の改正に伴い基本健康診査事業は平成19年度をもって廃止し、平成20年度からは医療保険者による特定健診事業を実施するなど、医療制度改革にあわせた健診制度に見直します。
保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。
特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世帯支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世帯について、応能負担による適正な家賃制度に見直します。
市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、2つの市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備します。
学校の適正規模・適正配置の推進	小規模化及び過大規模化している小中学校については、近隣校との統合、通学区域の変更、学校の 신설等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。 平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合 平成20年度以降 桜本小・東桜本小の適正規模化の推進 平成23年度以降 子母口小学校の分離新設校の着工
市立高等学校の再編整備	本市における中等教育の多様化を図るため、中高一貫教育を導入する取組を進めるとともに、定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズに対応した教育内容の充実を図るため、二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組を進めます。

(2) 補助・助成金の見直し

補助・助成金制度の運営にあたっては、急激に変化する社会経済状況の中で、その目的が本市政策目標の実現に資するものであり、かつ補助・助成の目的が市民理解の得られるものであるか、常に検証することが重要です。

また、市民や各種団体の支援を通して、地域の公益目的を達成する観点から必要な補助・助成金については、重点的に活用を図っていく必要があります。

こうしたことから、「補助・助成金見直し方針」を活用しながら、厳格な取捨選択を進めるとともに、市民サービスの向上や公共の利益に寄与するものなど、重点的に活用する分野においては、適切かつ積極的な制度運営を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。
児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。
幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に市立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受入れや預かり保育支援の充実が図られるよう、補助体系を再構築します。

(3) 受益と負担の適正化

市民ニーズの多様化や高度化に対応するため、公共サービスがよりきめ細やかに、個々のニーズに見合ったものにシフトする状況においては、公平性の観点から、サービスを利用する市民の方々には、受益に対する適正な負担が求められます。

また、真に必要な公共サービスを今後も持続していくためにも、現金給付またはそれに準ずる給付事業や、単に年齢や所得などを要件とするサービスについて、その受益が、納税という形でコストを負担している多くの市民との公平性や公正性に照らして妥当かどうか、厳しく検証することが必要です。

こうした施策や制度については、受益と負担のあり方を検証するとともに、公平性や公正性が損なわれていると考えられるものについては、廃止や縮小を含めて、そのあり方を再検証し、積極的な見直しを図ります。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
新百合21ホール利用料の見直し ◎	利用者から要望の高いギャラリーや合唱等の練習室を整備し、受益と負担の公平性の観点から、利用料金体系を見直します。
福祉措置による特別乗車証交付事業等の見直し ◎	生活保護受給世帯については、生活保護制度において最低限必要な交通費、通学・通院費が支給されることから、特別乗車証の交付及び高齢者フリーパスの無料交付を平成19年度をもって廃止します。
がん検診自己負担額の見直し ◎	市内医療機関において特定健診と同時に受診できるよう利便性の高い事業手法に変更します。 また、受益者負担の適正化の観点から平成20年4月より自己負担額を見直すとともに、現在65歳以上である無料対象年齢を70歳以上に引き上げます。
保育料等の受益者負担の見直し	保育料をはじめとした保育サービスに伴う受益者負担について、認可外保育所の保育料や他都市の状況などを踏まえ、見直しを行います。
自転車等駐車場使用料金の見直し	駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味し、受益者負担の適正化及び利用者ニーズや利便性を考慮した料金体系に見直します。
港湾緑地施設等の使用料の設定 ◎	港湾緑地において、バーベキュー施設や駐車場など一部の施設について使用料を設定します。
定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。

2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現

第1次行財政改革に着手したころ、都市基盤や施設などの整備事業は、当時の計画に基づいて、財源を市債発行に頼りながら続けられ、バブル経済絶頂期を中心に先行取得された土地の借入残高が膨れ上がり、本市財政を圧迫する事態となっていました。

このような状況を受けて、当時新規着工予定であった大規模事業については着工を平成14年度から原則3年間凍結し、全ての整備事業について改めて必要性や費用対効果を精査したうえで厳しい事業選択と優先順位付けを行いました。また、計画の修正、事業主体・手法のさらなる見直しを行うとともに、計画的な維持修繕による長寿命化の推進などとあわせて、既存ストックの活用、複合化、総合的な土地対策などについても検討を進め、厳しい財政環境においても、活力ある暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきたところです。

こうした取組により、川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などの整備による都市拠点の活性化や、大師橋の整備や京浜急行大師線連続立体交差事業による産業道路の利便性の向上をはじめ、ミューザ川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなど文化・芸術のまち拠点の整備、はるひ野小中学校の新事業手法による効率的な整備など、民間活力の積極的な導入などによるまちづくりによって、都市機能の充実が目に見えるようになってきたことは、これまでの改革の一定の成果であったと言えます。

新改革プランにおいては、改革の成果が、いつまでも川崎に住み続けたいと市民が思える環境の形成に結びつくとともに、投資することによって、長期にわたり広い範囲で相乗的に波及するような効果を発現できることを基本的な事業選択の考え方とします。

このことを念頭に置きながら、引き続き厳しい財政環境を十分に踏まえ、今後さらに多様化し複雑化する社会需要に対して、緊急性や妥当性を厳しく精査したうえで第2期実行計画において新たなまちづくりのビジョンを描きます。

また、民間活力の積極的な活用や協働によるまちづくりを推進することによって、効率的に事業目的の達成をめざします。

さらに、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加がある一方で、投資額の確保にも限界があることから、適切な維持補修等の実施による長寿命化の推進、既存ストックの有効活用、施設の複合化などを推進し、限られた財源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な都市基盤・施設整備を行っていきます。

(1) 既存計画の見直し

都市機能の維持向上の観点から、計画的な都市基盤整備を推進するため、正確な進捗状況の把握や、的確な状況判断により、より効率的な効果の発現をめざし、諸環境の変化に応じた適切な事業計画の見直しを図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地球温暖化対策の充実	地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、市民、事業者、学校、行政の各主体の取組を一層推進するとともに、環境と経済の好循環を推進する「CO2削減川崎モデル」を構築し、本市が世界全体の温室効果ガス排出量削減に貢献する取組を進めるため、平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」を改定します。
環境基本計画の見直し	社会経済動向や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境と経済の好循環を推進する本市発の地球温暖化対策など地球環境への配慮や環境技術による国際貢献等も取り入れながら、持続可能な市民都市かわさきを実現するため、平成22年度までに本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である「環境基本計画」を改定します。
都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。
下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施します。
道路整備プログラムの見直し	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路を取り巻く社会環境を踏まえながら、適切に道路整備プログラムを見直します。 また、計画の達成度や検証結果を市民にわかりやすく公表します。

(2) 効率的な整備・運営手法の導入

施設や設備の整備や維持管理においては、民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫等により、財政支出の圧縮・平準化、より機能性を追及した設計、最新技術の導入などによる質の高いサービスの提供が可能になることから、積極的な活用を図ります。

また、PFIなどの新事業手法を導入する場合は、より効率的な手法として活用できるように、適正なコスト分析や事業評価に努めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公共施設へのESCO事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設の省エネルギー改修工事を行い、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設の光熱水費を削減するESCO事業については、宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の2施設において、平成20年度に改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始します。
ミックスペーパー・その他プラ資源化処理施設の建設	分別収集したミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の選別、圧縮梱包を行う資源化処理施設については、平成22年度に合築により整備を行うとともに、建設後は、民間委託により効率的な管理運営を行います。
(仮称)リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、効率的な整備を行うため、平成20年度にPFI導入可能性調査を行い、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。
川崎駅東口地区自転車駐車場の効率的な整備・運営	川崎駅周辺総合整備事業における京浜急行線高架下自転車駐輪場の移設を機会に、川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充を進めるとともに、民間活用による効率的な整備・運営を図ります。
小学校普通教室の冷房化の推進	小学校普通教室の冷房化については、効率的かつ効果的に実施するため、PFI手法を活用して平成21年度に整備を行います。
(仮称)多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西菅公園のスポーツ施設と一体で管理します。

(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

本市が所有する多様な施設や設備の老朽化が進行する中で、更新のための建設費の確保には一定の限界があります。

しかしながら、そのために利用者である市民の方々が、施設や設備本来の機能を享受することができない事態を招くことがあってはなりません。そのため、適切かつ効果的な維持補修や予防保全の実施による、積極的な長寿命化への取組を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公園の維持管理水準の向上による長寿命化の推進	街区公園及び総合公園など大規模公園の公園施設を計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進します。 また、安全で快適な公園空間を創出するため、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。
街路樹の適正管理による安全な道路空間の維持	街路樹の剪定期間を概ね2～3年とし、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持します。 また、街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。
公共建築物の長寿命化対策	施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行いつつ段階的に長寿命化対策を実施します。
河川維持補修における長寿命化の推進	護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効率的・効果的な補修工法を検討したうえで、平成21年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。
橋りょう整備における長寿命化の推進	安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。
下水道施設の長寿命化の推進	市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による下水道施設の延命化に重点を置きます。
適切な道路維持補修の推進	安全性や緊急性に配慮した効率的・効果的な維持補修を行うことにより、道路施設の適切な維持管理を推進します。
港湾施設における長寿命化の推進	施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。

(4) 既存ストックの有効活用や複合化

土地や建物をはじめとした本市の資産を有効に活用したり、同一敷地内に複数の施設を整備することで、低コストで目標とする成果をあげること等が期待できることから、用途の見直しを含めた既存ストックの有効活用や、施設の複合化について積極的に推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の市民活動拠点として活用するとともに、地域の実情に応じた子ども支援を展開するための地域子育て支援センターとしての活用を図ります。
わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後6時から7時まで実施します。
老人いきいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人いきいの家については、地域における介護予防拠点としての機能を強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。
消防出張所廃止による土地利用	平成19年度の玉川、宮内出張所の廃止に伴い、その跡地について、一部を消防団器具置場及び防災資器材倉庫として利用し、玉川出張所の残地は売却、宮内出張所の残地については有効活用を図ります。
市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。 また、生田幼稚園の跡地については、平成23年度に児童相談所を設置します。
聾学校の有効活用	聾学校については、さまざまな障害に対応できる特別支援学校への転換に向けて、現施設を有効活用する取組を進めます。
学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大を図ります。 また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。

(5) 総合的土地対策の推進

平成12年度に「第1次総合的土地対策計画」に着手して以降、これまで第2次、第3次と総合的土地対策計画を策定し、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計及び土地開発基金の保有額の縮減に取り組んできました。これにより、保有額を3制度合計で平成12年度当初の2,153億円から、平成18年度末には915億円へと、1,238億円(57.5%)の縮減を図っています。

今後も、長期保有土地の計画的な再取得、用途不明確土地の解消及び貸付・売却等に継続的に取り組むことにより、さらなる土地開発公社の経営健全化と保有土地の縮減に向けて、「第3次総合的土地対策計画」の当初目標である、平成22年度末の保有額558億円を上回る縮減を図ります。

特に、本市の土地問題にとって大きな課題である「水江町地内公共用地」については、平成18年5月の「公有地の拡大の推進に関する法律」の改正を踏まえ、臨海部の再生及び産業活性化を図るため、「川崎市企業誘致・産業立地促進計画」(地域再生計画)に基づき、国の支援措置を活用して土地開発公社から市が再取得したのち、地理的優位性を活かして民間事業者への貸付等による有効活用を図り、国際環境特別区構想の一層の推進をめざします。

さらに、「新川崎地区都市拠点総合整備事業用地」については、道路・公園等の基盤整備を進めるとともに、研究開発拠点の形成をめざす「新川崎・創造のもり」構想に基づき土地利用方針を策定し、土地の再取得、さらには分譲・定期借地等を進め、先端的な研究開発機関や高度な技術力を持つ中小企業の立地誘導による産業振興を図ります。

【第3次総合的土地対策の実績及び目標】

年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成22年度末目標	対18年度比率
3制度の合計	1,031億円	915億円	558億円	61.0%
土地開発公社	539億円	489億円	323億円	66.1%
公共用地先行取得等 事業特別会計	467億円	408億円	219億円	53.7%
土地開発基金	25億円	18億円	16億円	88.9%

【水江町地内公共用地】(土地開発公社保有土地) 平成18年度末保有額 233億円

【新川崎地区都市拠点総合整備事業用地】(公共用地先行取得等事業特別会計保有土地)
平成18年度末保有額 288億円